

令和5年度版

介護福祉士実務者研修 受講資金の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班

〒260-8508

千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7571 FAX. 043-306-7576

目 次

1	介護福祉士実務者研修受講資金について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
	(7) 貸付金の交付	
	(8) 返還免除	
	(9) 返還猶予	
	(10) 返還	
2	申請手続き等について	3
	(1) 貸付の申込み	
	(2) 申請書類	
	(3) 未成年者の申込み	
	(4) 連帯保証人	
	(5) 貸付申込書記入上の注意	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	6
4	在学中の手続き	7
5	実務者研修施設を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
6	貸付金を返還することになった場合の手続き	10
7	よくある質問	11
8	様式一覧	13

1 介護福祉士実務者研修受講資金について

(1) 目的

千葉県において介護福祉士の人材確保を図るため、介護福祉士実務者研修施設に在学し、修了後、介護福祉士の資格を取得し、千葉県内(注1)において介護等の業務に従事しようとする方に無利子で貸し付ける制度です。

(注1) 国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合は、全国の区域とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「県社協」という)

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

- ①原則として千葉県内に住民登録をしている方
- ②原則として県内の実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- ③修了後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上県内で介護等の業務に従事する意思を有する方

※業務内容については、千葉県福祉人材センターホームページ「介護福祉士実務者研修受講資金」の「別表2 介護業務」を参照してください。

(4) 貸付金額

介護福祉士を取得するために要した費用として、20万円以内

※対象経費の例

- ・介護福祉士実務者研修の受講料
- ・教材費、参考図書、学用品
- ・国家試験受験手数料
- ・国家試験受験対策講座の受講料 など

(5) 申込期限

介護福祉士実務者研修を受講中又は修了後、直近の申込期限にお申し込みください。それ以降での申し込みは受付できませんので、ご注意ください。

申込時期	第1回：令和5年 6月30日(金) [必着]
	第2回：令和5年 9月29日(金) [必着]
	第3回：令和5年12月 8日(金) [必着]

※申込期限は、研修受講中あるいは研修修了日が申込必着日当日の申請書です。

(例) 令和5年2月1日～令和5年6月30日まで実務者研修受講の場合
第1回⇒○、第2回と第3回⇒×

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 貸付金の交付

貸付決定後、一括で交付します。

(8) 返還免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ①借受人が実務者研修施設を修了した日（注1）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護等の業務につき、引き続き2年間業務に従事したとき
（在職期間通算730日以上かつ業務従事日数360日以上）

※2年間従事の考え方（パート・アルバイト等）

同時に2つ以上の雇用先にて業務に従事した場合であっても、在職期間・業務従事日数のいずれも重複して計上できないため、通算しません。

※午前・午後で別の勤務先でダブルワークしている場合

	6日として通算					5日として通算			
例	午前	月	水	金	⇒○	午前	月	水	金
	午後	火	木	土		午後	火	水	土

水曜日は重複加算せず、1日と計算します。

- ②借受人が業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続できなかったとき
- ③借受人が死亡、又は障害等により貸付金の返還が困難であると認められるとき
（注1）実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

(9) 返還猶予

返還免除に至るまでの間、次に該当する場合は返還猶予を行ってください。

- ①借受人が介護福祉士の資格を取得し、登録を行った後、県内において介護等の業務に従事しているとき
※介護福祉士国家資格を取得後、業務に従事している期間が免除対象の期間となります。
- ②借受人が実務者研修施設を修了後、介護福祉士国家試験受験に必要な実務経験3年を満たすため、業務に従事しているとき
（研修修了後、直近の国家試験を受験できない方）

(10) 返還

次のいずれかに該当する場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還対象となります。

- ①実務者研修施設を退学したとき
 - ②心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき
 - ③死亡したとき
 - ④実務者研修施設を修了した日又は修了後、実務経験が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士として登録せず、又は県内において介護等の業務に従事しなかったとき
- ・返還方法：月賦（原則月額3万円）、半年賦、年賦又は一括
 - ・延滞利子：返還期間内に返還が完了されない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付の申込み

申請の際には下記の提出書類を実務者研修施設へ提出してください。

すべての申請者が必要なもの

- ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書
- ②住民票（申請日より前3か月以内に発行されたもの）
- ③誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）
- ④顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
- ⑤直近の所得金額を証する書類〔就労中の申請者のみ〕
（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）
- ⑥在留カードの写し（表・裏）〔日本国籍を有していない申請者のみ〕
- ⑦個人情報の取扱いについて
（本会が申請・審査等にあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名捺印したもの）

連帯保証人に関する必要書類

<連帯保証人が個人の場合>

- ①前年の所得額がわかるもの
（源泉徴収票の写し、確定申告書の第一表・第二表の写し〔税務署の印のあるもの〕）
- ②住民票（申請者と同一世帯の場合は、世帯全員のもの1通で可能）
- ③顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

<連帯保証人が法人の場合>

- ①登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- ②直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

※3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。その後の審査によっては、完成次第最新のものをいただく場合があります。

（例：2023年6月に計算書類を提出する3月決算会社の場合、申請期限までに、2021年3月期・2022年3月期の計算書類を提出ください。）

- ③連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類
ア 法人理事会議事録・取締役会議事録の写し
イ （必要な場合）連帯保証人承諾書
- ④連帯保証確認書
- ⑤財務状況確認書

※詳しくは別紙「法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票」をご確認のうえ、必要書類を揃えてください。

(2) 申請書類

貸付申込書等は、千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードし、入手してください。

千葉県福祉人材センター（千葉県社会福祉協議会）ホームページ

【URL】 <https://www.chibakenshakyo.net/loan/trainingfund/>

[千葉県福祉人材センタートップページ

⇒「就職・再就職」などのサポート

⇒①貸付事業（介護・福祉分野）⇒介護福祉士実務者研修受講資金

(3) 未成年者の申込み

①申込者が未成年（18歳未満）の場合は、親権者又は後見人の同意が必要になります。

②同意については、貸付申請書の中の同意書欄に親権者又は後見人が御自身で署名・捺印していただくことにより確認します。

（令和4年度より国の法改正に従い、18歳未満を未成年とします。）

(4) 連帯保証人

要件を満たす個人又は法人の連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

申込者が未成年の場合、原則として法定代理人（親権者又は後見人）を連帯保証人として立てていただくこととします。法定代理人が無収入や生活保護受給者など、保証能力がない場合は、保証能力のある別の個人又は法人を連帯保証人としてください。

連帯保証人には、修学生が返還免除又は返還完了となるまでの間、借受人の状況に応じた通知が送付されます。

万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。

<個人が連帯保証人になる場合>

ア 日本国内に居住する成年の方

イ 申請日において75歳以下の方

ウ 年収150万円以上有する方

※個人事業主や年金受給者等の方は確定申告書等の所得金額にて判断

エ 無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方

オ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方

カ 千葉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の貸付における借受人等になっていない方

<法人が連帯保証人となる場合>

ア 次のいずれかの法人であること

A 申請者が実務者研修施設（通信課程を除く）に在学している場合に、その施設等を運営する法人

B 申請者の就労先（内定先を含む）が、介護業務等に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

イ 保証能力を有する法人であること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと（特別な理由がある場合を除く）
- ・純資産（資産合計－負債合計）がマイナスとなっていないこと

その他、流動比率が100%を超えているか、連帯保証額に対して十分な現金預金を保有しているかなどを総合的に判断して、審査を実施します。

そのため、現金預金を有しているからといって必ずしも審査に合致するものとは限りません。審査の結果、不承認となる場合もあります。

ウ 連帯保証人になることについて、法人の理事会又は取締役会において承認していること（理事会議事録、取締役会議事録等で確認します）

※連帯保証した法人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご注意ください。

（5）貸付申込書記入上の注意

- ①訂正がある場合には、修正テープなどを使用せずに訂正箇所に二重線を引いて、訂正印を押してください。
- ②消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。再度書き直していただくこととなります。
- ③申込書に記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合には申請書を受理できませんので、ご注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第12号様式）に必要書類を添付のうえ、実務者研修施設に提出してください。
- (2) 実務者研修施設にて取りまとめ、推薦状を添えて県社協へ送付していただきます。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を申請者に通知します。
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付



<以下は貸付決定の場合>

契 約

貸付決定者は以下の書類を、県社協へ提出してください。

- ①借用証書（第15号様式）
- ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人それぞれ1通）（提出時に3か月以内発行のもの）
- ③振込口座の情報がわかるものの写し



資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座へ貸付金を一括で送金します。

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消された後の送金となります。

4 在学中の手続き

休学、停学又は在籍期間延長する時

実務者研修施設を休学、停学、在籍延長となった場合、又は復学した時は、介護福祉士実務者研修受講資金休学等届（第16号様式）を、実務者研修施設を通じて県社協へ提出してください。



退学を含めて貸付けを辞退する時

実務者研修施設を退学した時や貸付けを辞退するときは、介護福祉士実務者研修受講資金休学等届（第16号様式）を、実務者研修施設を通じて、県社協へ提出してください。

- ①貸付金送金前の辞退：県社協から貸付決定の取消通知を送付します。
- ②貸付金送金後の退学：県社協から貸付契約解除通知を送付します。以降、貸付金の返還手続きが必要になります。



返 還

- (1) 県社協へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届（第20号様式）を提出してください。
- (2) 県社協から返還決定通知を送付します。
- (3) 返還計画に基づき、貸付金を返還していただきます。



返還完了

貸付金の返還が完了した時には、県社協から借受人と連帯保証人へ借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

5 実務者研修施設を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

実務者研修を修了した日から1年以内（注1）に介護福祉士に合格し、登録を行い、千葉県内（注2）において介護等の業務に従事した場合には、返還免除に至るまで、返還猶予の申請をする必要があります。

その後、引き続き2年間介護等の業務に従事した場合には、貸付けを受けた実務者研修受講資金の返還を免除することが可能です。

（注1）実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

（注2）国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合は、全国の区域とします。

返還猶予申請（実務経験が不足している方）

実務者研修修了後、実務経験が3年に満たないため、直近の介護福祉士国家試験を受験できない場合、実務者研修修了の翌月から1年ごとに、以下の書類を提出してください。

- ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書（第19号様式）
- ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）



返還猶予申請

実務者研修修了後、実務経験を3年以上有している方又は実務経験が3年に達した方は、介護福祉士国家試験受験後、以下の書類を提出してください。

- 介護福祉士国家試験に合格し、介護等の業務に従事している場合
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書（第19号様式）
 - ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）
 - ③介護福祉士登録証の写し
 - 介護福祉士国家試験に不合格であった場合
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書（第19号様式）
 - ②介護福祉士国家試験の合否通知の写し
- ※養成施設を修了した年次の翌々年の国家試験までに合格できない場合は、貸付金を返還していただくこととなります。



返還猶予決定

県社協から返還猶予の可否を決定し、借受人へ通知します。



介護等の業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、**毎年4月**に介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）を県社協へ提出してください。
（前年度の業務状況を証明するため3月末日以降に提出してください）
- (2) 返還猶予期間中に従事先を退職し、他の介護等の事業所に転職された場合は、介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名・勤務先等変更届（第14号様式）及び転職前、転職後それぞれの事業所での介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）を速やかに県社協へ提出してください。



返還免除申請

2年間引き続き千葉県内において介護等の業務に従事した場合、返還免除の対象となります。（パート・アルバイト勤務の場合、日数換算も含む）

返還免除に係る書類を県社協に提出してください。

- ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除申請書（第21号様式）
- ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人へ通知します。

返還免除決定の場合は、県社協から借受人と連帯保証人へ借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

千葉県内で介護等の業務に従事しなくなった場合や、実務者研修施設を修了した年次の翌々年（注1）までに介護福祉士国家資格を取得できなかった場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協へ連絡してください。

（注1）実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

返還の申請

県社協へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届（第20号様式）を提出してください。



返 還

- （1）県社協から返還決定通知を送付します。
- （2）返還決定通知に記載された金融機関口座へ、決定した返還方法で貸付金を返還してください。



返還完了

返還完了となった場合には、借受人と連帯保証人へ借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

7 よくある質問

(1) 貸付申請について

Q 1 介護福祉士実務研修受講資金はどのように申込みますか。また、実務者研修施設はどのように探しますか。

A 1 お申し込みの場合は、実務者研修施設を通じて県社協へ申請していただきます。また、実務者研修施設は、千葉県及び県社協ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

千葉県（介護福祉士養成のための実務者研修について）

【URL】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/kensyuu/jitumusya.html>

千葉県福祉人材センター（千葉県社会福祉協議会）ホームページ

【URL】 <https://www.chibakenshakyo.net/loan/trainingfund/>

[千葉県福祉人材センタートップページ

⇒「就職・再就職」などのサポート

⇒①貸付事業（介護・福祉分野）⇒介護福祉士実務者研修受講資金]

(2) 貸付額について

Q 1 実務者研修の貸付金は20万円が上限ですが、必ず限度額で申し込むということですか。

A 1 貸付額は20万円が上限ですが、本資金は給付でなく貸付けであることを踏まえ、必要額をお申し込みください。なお、必要経費と認められない場合、貸付金の一部が減額となる場合があります。

(3) 他の奨学金等との併用について

Q 1 市町村が交付する実務者研修受講料補助を受けています。研修費が足りないので、実務者研修受講資金を借りられますか。

A 1 本資金と同様の目的を持つ他制度（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用した制度等）との併用はできません。そのため、市町村が交付する実務者研修受講料補助を受けている方は、実務者研修受講資金の貸付を受けることはできません。

教育訓練給付制度については併用可能ですが、差額支給となりますのでご留意ください。

職業訓練の介護福祉士コース受講者は、本資金との併用はできません。

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか。

A 1 貸付決定後に借用証書により契約を交わした際に指定された金融機関口座へ一括して送金します。※原則借受人の口座となります。

(5) 返還について

Q 1 実務者研修受講資金は、実務者研修施設修了後に介護福祉士国家資格を取得し、2年間介護等の業務に従事すれば、返還しなくてもよい制度ですが、どのような場合に返還となるのですか。

A 1 返還は実務者研修施設を退学した場合の他、介護等の業務に従事しなかった場合や介護福祉士の資格が取得できなかった場合等に返還となります。

Q 2 返還となった後に計画どおりに返還しなかった場合、どのようになりますか。

A 2 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 介護福祉士の試験に合格しましたが、資格の登録をしなかった場合はどうなりますか。

A 1 資格の登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。また、合格後1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか。

A 2 業務従事届は就職した際と毎年4月に提出してください。提出が無い場合は、返還対象となる場合があります。

Q 3 介護を行う事業所で指定業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか。

A 3 次の仕事が決まっている場合には、県社協へ介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名・勤務先等変更届（第14号様式）と転職前、転職後それぞれの事業所での介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）提出してください。

次の指定業務の仕事が未定で就職活動をする場合には、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書（第19号様式）と転職前の事業所の介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）を提出のうえ、返還猶予申請をしてください。

なお、指定業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

8 様式一覧

様式番号	様式名
第12号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書
別紙	誓約書
別紙	個人情報の取扱いについて
別紙	法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票
別紙	連帯保証人承諾書
別紙	勤務(内定)証明書
別紙	連帯保証確認書
別紙	財務状況確認書
第13号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付推薦状
第14号様式	介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名・勤務先等変更届
第15号様式	介護福祉士実務者研修受講資金借用証書
第16号様式	介護福祉士実務者研修受講資金休学等届
第17号様式	介護福祉士実務者研修受講資金借受人死亡届
第18号様式	介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
第19号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書
第20号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届
第21号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除申請書
第22号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付金振込口座変更申請書